

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会  
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16  
 編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622  
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>  
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2022年(令和4年) May 5月号

## 鹿児島労働局幹部着任挨拶



大浪の池（霧島市）

【写真提供：村山 隆氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま……………1  
 鹿児島労働局幹部着任挨拶……………2～4  
 労働基準関係人事異動……………5  
 令和4年度鹿児島労働局行政運営方針について……………6～14  
 産業保健 ～新型コロナウイルス感染症後遺症と  
 メンタルヘルス不調……………15  
 アルバイトを雇う際に知っておきたいポイント……………15

令和3年の  
 労働基準監督署における申告監督実施状況について…16  
 令和5年3月  
 新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について……………17  
 令和4年業種別死傷災害発生状況（3月末速報版）及び  
 令和3年業種別死傷災害発生状況（確定版）……………17  
 令和4年6月の講習開催のご案内……………18

### さくらじま

この時期、「春眠暁を覚えず」で、休日は、つい朝寝をしてしまう。春の心地良さに朝がきたことに気づかないのであるが、たまに、牛の鳴き声で起こされることがある。

早く起きたので我が家の近くで牛を飼っている友人を訪ねた。

現在、親牛30頭、子牛13頭を育てて子牛を9か月程飼育したところで出荷しているとのこと。友人曰く、毎日の牛の世話で目が離せないとはやいていたが、ある業務改善を行ったところ仕事が楽になったと話してくれた。

それは、牛舎にカメラを設置し、家にいながらスマートフォンで牛の管理ができるようになり、特にお産時期に牛舎で寝泊まりすることもなくなったとのこと。

友人は、大助かりだと言っていたが、高齢化、人手不足等でこの先どうなるか心配していた。本県の肉用牛の飼養頭数全国2位を支える畜産においても働き方改革待ったなしの状況といえる。



一方、職場において、労働災害防止と健康づくりは重要な課題となっているが、7月に鹿児島労働安全衛生大会が、10月に福岡で全国産業安全衛生大会が開催されることになっており福岡大会のテーマは、「大宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵」。是非、参加したいと考えている。

友人には、鹿児島で開かれる全国和牛能力共進会にエールを送りたい。

## 着任のご挨拶

鹿児島労働局  
局長ちゅうしょ てるひと  
中 所 照 仁

鹿児島の皆さん、初めまして。このたび、鹿児島労働局長としてまいりました中所と申します。よろしくお願ひします。皆様方には日頃から労働行政の推進にあたり格別のご理解、ご協力をいただいていることに篤くお礼申し上げます。

当地の雇用情勢は2月の有効求人倍率が1.34倍となり、昨年度は全国平均を上回る状況で推移しております。新型コロナウイルス感染状況が経済情勢や雇用情勢に与える影響が懸念される一方で、「新しい生活様式」が定着し日常化しつつある様子も見て取れます。安定行政では、雇用調整助成金の特例措置や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金により雇用の安定を図りつつ、産業雇用安定助成金による在籍型出向の支援や求職者支援訓練制度の特例措置を延長するなど、様々な支援策を講じております。人材の確保に是非お役立ていただくとともに、雇用保険料率の見直しにご理解をいただきますようお願いいたします。

基準行政では、働き方の多様化に対応することが求められています。例えば、労災保険の特別加入制度をフリーランスとして働く者への拡大が予定されています。また働き方改革の段階的施行が進んでいくなか、労働時間短縮などに取り組まれる中小企業・小規模事業者等の方へは働き方改革推進支援センターでの企業訪問コンサルティングやセミナーの実施や働き方改革推進支援助成金で支援しています。最低賃金についても、事業場内最低賃金を引き上げるために要した生産性向上のための設備投資費用の一部を助成しています。このほか、第13次労働災害防止計画の最終年であり、この5年間のまとめと次の5年間の計画を策定し、これらに沿った指導を行ってまいります。

このような多くの課題に対応するには、行政が適切な施策を運営することはもちろんですが、皆様のご理解、ご協力を得てこそ着実に進めることができるものです。引き続きよろしくお願ひいたします。

私は、生まれ育ちとも香川県、学生以降は首都圏で暮らしています。九州は平成8年に大分労働基準局に安全衛生課長で赴任して以来26年ぶりです。当時、九州ブロック課長会議のため当県に参る機会がありましたが、業務等諸般の事情により、夜行バスで着き、夜行バスで帰るといふ、桜島すら拝めないありさまでした。当地は桜島は言うに及ばず、屋久島、種子島、奄美等、全国に名を知られた観光名所の宝庫です。これを機会に各地を訪問したいと考えています。

最後となりましたが、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご繁栄を記念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

鹿児島労働局  
雇用環境・均等室長いしだ ひろこ  
石 田 裕 子

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお

礼申し上げます。

この度、4月1日付けで雇用環境・均等室長を拝命いたしました石田でございます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

さて、雇用環境・均等行政としましては、4月1日に、労働施策総合推進法に定めるパワーハラスメント防止措置が、中小企業事業主の皆様にも適用されました。また、育児・介護休業法の改正事項のうち、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置、及び有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和についても、それぞれ4月1日から施行されております。

さらに、10月1日には、男性の育児休業の取得促進のため、いわゆる「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設されるとともに、1歳までの育児休業について2回に分けて取得することができるようになります。

新型コロナウイルス感染症が、依然として猛威を振るっている中ではございますが、感染防止対策に万全を期しつつ、関係機関、貴協会等の協力を得ながら説明会やセミナー等を開催し、これら改正事項を引き続き幅広く周知するとともに、法の確実な実施を図ってまいりたいと存じます。

事業主の皆様方には、引き続き法に沿った対応をお願いすることとなりますが、あわせて、女性活躍に対するえるほし認定や子育て支援に対するくるみん認定、さらには、不妊治療と仕事との両立に取り組む優良な企業に対する新たな認定制度（「くるみんプラス認定等」）も創設されましたので、これらの認定の取得を目指す取組も行っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今年度も、県内の働き方改革の実現に向けて、特に中小企業・小規模事業場の方々が抱える様々な問題に対応するため、「働き方改革推進支援センター」を設置し、皆様方に対しきめ細かな支援を進めてまいり所存でございます。

最後になりましたが、貴協会並びに会員事業場の皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

鹿児島労働局  
労働基準部長なかむら けんこ  
中 村 健 吾

緑風の候、貴協会並びに会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

4月1日付けで労働基準部長を拝命いたしました中村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、一時期の緩やかな減少傾向から再び増加に転じるなど、今後とも最大級の警戒感を持った感染防止対策の徹底が求められています。そうした中であって、労働基準行政といたしましても、感染防止対策に万全を期しつつ、引き続き、県内企業における安心・安全な職場環境の整備のための取組みに努めてまいります。

特に、本年度は、第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）の最終年度となりますが、労働災害の発生件数は依然として高止まりし、業種によっては直ちに改善が必要

な状況となっていることなどから、増加傾向にある業種に対する指導等を始め、労働災害の多くを占める転倒や腰痛などの行動災害を予防するための取組みを強化してまいります。

このほか、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の年5日以上の取得などの働き方改革関連法や鹿児島県最低賃金（時間額821円）の周知・定着さらには履行確保、労災保険給付の迅速・適正な処理の推進など重要な行政課題は数多くありますが、これらの諸課題の解消につきまして、労働基準部各課室及び県内の労働基準監督署が一丸となって取り組んでまいりますので、貴協会及び会員の皆様方の格別のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶といたします。



鹿児島労働局  
職業安定部長

さとう まさひろ  
佐藤 裕

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局職業安定部長を拜命いたしました。何卒よろしくようお願い申し上げます。

最初に、鹿児島県は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に加え、高校生をはじめとした若年層の多くが進学や就職に伴い、県外へと流出する現状にあるなど、各種産業を担う人材の不足が顕在化していると認識しております。

若年層に県内での就職という選択肢を検討してもらうために、昨年度、労働局では企業にご協力をいただき、作成いただいたPR動画をYouTubeに掲載し、高校生や進路指導担当の先生に向けて情報提供したり、広く若年層や保護者に向けて、県内での進学や就職について考えるイベントを開催したりするなどの取組を行ってきたところです。今年度も引き続きこのような機会を提供していきたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症については、これまで一進一退を繰り返しており、先行きが流動的な状況にあると認識しております。労働局としては、雇用調整助成金や在籍型出向等の活用により引き続き、雇用の維持に向けたサポートに全力で取り組むとともに、新型コロナウイルスの影響で離職を余儀なくされた方々に対しては、失業給付による生活支援に加えて、職業紹介や職業訓練など、求職者ニーズに応じたきめ細かな就職支援サービスを展開してまいります。

更に、今年の3月30日に、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、今年度より雇用保険料率が変わります。これは、雇用保険財政が極めて厳しい状況にある中、業況が苦しい企業の皆様への雇用調整助成金の支給や、雇用を失った方への失業給付など、セーフティネット機能の維持のため、必要最小限のご負担をお願いするという考え方に基いたものとなっております。業況が苦しい企業の皆様や、失業された方に対しては、しっかりと支援策を講じてまいりますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

今後とも、会員の皆様方のご協力を賜りながら、この難局を克服してまいりたいと考えていますので、何卒、よろしくようお願い申し上げます。

最後に、貴協会及び会員の皆様方のご健勝とご発展を心からご祈念申し上げます、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局  
総務課長

かぶらぎ まさる  
榎木 勝

新緑の候、会員のみなさまにおかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜っていることを厚くお礼申し上げます。

この度、4月1日付けで総務課長を拜命いたしました榎木でございます。

何卒よろしくようお願い申し上げます。

昨年度は労働基準部労災補償課に勤務し、労災補償行政におきましては、多大なるご理解とご協力をいただいております。重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大が経済や雇用に大きな影響を与えており、感染の一刻も早い終息を願うところですが、治まる気配が見えない状況です。

このような中で、総務部、雇用環境・均等室、労働基準部、職業安定部、及び、県下の各労働基準監督署、ハローワークが連携し、労働行政が専門性を発揮して各種施策をしっかりと展開できるように、総務課といたしましても、縁の下の力持ちとして、微力ながら尽力してまいりますので、会員のみなさまのご理解とご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員のみなさまのご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



鹿児島労働局  
監督課長

しのだ まさふみ  
篠田 雅史

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けで鹿児島労働局労働基準部監督課長を拜命いたしました篠田と申します。何卒よろしくようお願い申し上げます。

この3月までは厚生労働省労働基準局監督課に勤務しており、監督行政に関する予算や人員の要求・調整、監督課で実施する事業の予算、経理等の業務に携わっておりました。

新型コロナウイルス感染症の日本国内での確認以来2年以上が経過いたしました。いまだ終息がみえておりません。企業等の事業活動や労働者の労働環境にも大きな影響を及ぼしており、働き方改革関連法の施行がちょうど新型コロナウイルス感染症の感染拡大と重なったことで、会員の皆様には大変なご苦労があるものと思われま。

労働基準監督行政としては、いかなる社会経済情勢下にあっても、労働者が安心して、安全に働ける環境の確保に向けてしっかりと取り組む必要があり、引き続き、働き方改革関連法の周知・定着、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止等に重点を置いて取り組んでまいります。働き方改革関連法の周知にあたっては、会員の皆様の実情に沿った丁寧なアドバイスをお示しするように、また、長時間労働の抑制にあたっては、会員の皆様の自主的な取組をサポートできるように努めてまいります。

鹿児島へ赴任してまだ数日ですが、日々、桜島のすばらしい風景に圧倒されております。食べ物がおいしく、自然が豊

かな魅力あふれる鹿児島県で、働き、暮らす方々に少しでも貢献できるよう微力ながら尽力する所存です。

最後になりましたが、貴会及び会員の皆様方の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。



鹿児島労働局  
健康安全課長

にしの けんじ  
西野 健二

新緑の候、公益社団法人鹿児島県労働基準協会会員の皆様におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局労働基準部健康安全課長を拝命いたしました。よろしく願いいたします。

この3月までは、総務部総務課の総務企画官として、労働局の人事業務などに携わっておりました。鹿児島労働局健康安全課での勤務は3年ぶり3度目になります。

今年度は、死亡災害の25%以上減少や、死傷災害（休業4日以上）の5%以上減少などを目標とする「第13次労働災害防止計画（5か年計画）」の最終年度になります。昨年の県内の労働災害は、死傷者数（休業4日以上）2,256人（対前年比156人増）、死亡者数22人（対前年比8人増）で、近年から続く増加傾向になかなか歯止めがかからない危機的な状況にあります。少しでも減少傾向に転ずるように、災害が増加している業種や、転倒、腰痛等、墜落・転落などの労働災害防止対策に取り組んでいく所存です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組促進、過重労働による健康障害の防止、「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえたメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の推進、化学物質による労働災害防止対策、石綿ばく露防止対策、治療と仕事の両立支援にも注力していきたいと考えています。

微力ではございますが、労働者が健康で安心して働くことのできる職場を目指して、労働安全衛生行政を推進していく所存でございますので、貴協会及び会員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、貴協会のますますの御発展と会員の皆様の御繁栄を祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局  
総務部労働保険徴収室長

いけはま てるお  
池濱 輝生

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、4月1日付けをもちまして、鹿児島労働局総務部労働保険徴収室長を拝命いたしました。何とぞよろしく願い申し上げます。

これまで、労働局や労働基準監督署において、働き方改革の推進や適切な労務管理の定着、安全衛生対策の確保等の業務を中心に携わってまいりましたが、貴協会並びに会員の皆様方には格別なるご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険制度は、労災保険給付や失業給付といった

セーフティネットの基盤であるとともに、雇用調整助成金や業務改善助成金を始めとした各種助成金など、労働行政の施策を財政面から支える重要な役割を担っております。

また、労働保険制度の運営に当たっては、負担の公平性を確保するためにも、労働者を雇用する全ての事業主の加入と労働保険料等の確実な納付が求められているところです。

本県における労働保険制度の円滑な運営のため、もとより微力ではありますが、精一杯努力してまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

結びになりますが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



鹿児島労働局  
労災補償課長

むらかわ ゆういちろう  
村川 雄一郎

新緑の候、会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労災補償行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、4月1日付けで労災補償課長を拝命いたしました。何卒よろしく願い申し上げます。

私は、生まれは神奈川県ですが、この3月までは、鳥取労働局にて2年間、総務課長として、人事・会計、その他の局内の調整等業務を担っておりました。山陰地方とは気候・風土などが異なるこの鹿児島で心機一転して労災補償業務に取り組んでまいりたいと存じます。

労災補償行政の状況としましては、昨年9月に脳・心臓疾患の労災認定基準の改正がございました。また、精神障害の労災認定基準につきましても、昨年度から本省の専門検討会で検証が始まっているところです。最新の医学的知見等により定められた認定基準を踏まえて、的確な認定に努めてまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株の流行に伴って、毎日多数の新規感染者が出ております。労災補償行政においては、職場で新型コロナウイルスに感染した方に対して、業務によって感染した場合には労災保険給付の対象となることについて、しっかりと制度の周知・広報を行い、また、請求事案については、速やかに調査に着手し、業務により感染した労働者が迅速かつ公正に労災保険給付を受けられるよう、的確に事務処理を行ってまいりたいと考えております。

労災保険の新規受給者数は全国で年間65万人を超える状況にある中、労災補償行政の推進に当たっては、不幸にして被災された方々へのセーフティネットとしての役割を担うため、懇切・丁寧な対応及び労災保険給付の迅速かつ公正な事務処理を行うことが最も重要であると考えており、実践すべく努力してまいります。

もとより微力ではございますが、鹿児島県の労災補償行政の推進に精一杯努力してまいりたいと存じます。会員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようよろしく願い申し上げます。

最後になりますが、貴会及び会員の皆様方の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

労働基準関係人事異動

(2022年4月1日付)

Table with columns: 新官職, 氏名, 旧官職. It lists personnel changes across various departments including 鹿児島労働局, 総務部, 労働基準部, and several public employment security centers.

令和4年度 鹿児島労働局行政運営方針 鹿児島労基用 圧縮版

鹿児島労働局雇用環境・均等室

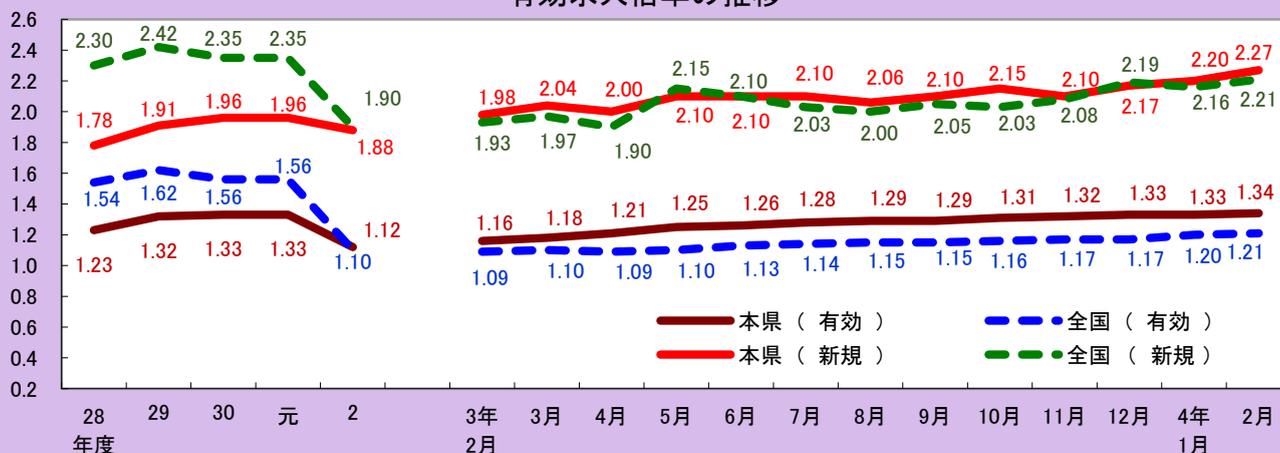
鹿児島労働局の行政運営に当たっての基本姿勢

鹿児島県内における雇用情勢については、新型コロナウイルス感染防止対策やワクチン接種等が進んでいることで、社会経済活動の回復を見込む企業や人手不足感の強い業種からの求人提出など、採用活動が再開されつつあります。しかしながら、コロナ禍で県外流出者が鈍化しつつも、県内の少子高齢化の進展や県外流出等に伴う労働力減少の傾向には歯止めはかかっていません。また、回復の兆しが見える社会経済活動ですが、新型コロナウイルスの感染者の増減に左右されやすく、求人募集や就職活動は感染状況に敏感に反応し、雇用情勢へも影響を与えることから、先行きは依然として不透明な状況となっています。

このため、長期化する新型コロナウイルス感染症対策の下で、「ポストコロナ」に向けた「成長と雇用の好循環」の実現に向けた施策を展開する必要があります。

具体的には、雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化を推進し、女性活躍を始めとする多様な人材の活躍推進、非正規雇用労働者対策、高齢者・障害者等の就労促進などを進めながら、誰もが働きやすい職場づくりを目指して、各種課題に取り組んでいくこととしております。上記課題への取り組みを明確にするため、「令和4年度鹿児島労働局行政運営方針」として取りまとめ、鹿児島労働局として、取り組むべく施策に関し、具体的に記載しております。この運営方針に沿って、全職員が連携して、総合労働行政機関として、労働者、使用者双方のご理解と御協力の下で、円滑な業務の推進を行っていくこととします。

有効求人倍率の推移



1 ポストコロナに向けた「成長と雇用の好循環」の実現

令和4年度においては、（１）雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応（２）多様な人材の活躍促進（３）誰もが働きやすい職場づくり、を重点的に取り組む施策とします。これらの施策を推し進めるにあたり、労働局が総合労働行政機関として機能し、地域からの期待に真にこたえていくためには、雇用・労働施策を総合的・一体的に運用していく必要があります。

このため、働き方改革の推進など、複数の行政分野（労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室）による対応が必要な施策については、労働局長のリーダーシップの下、労働局、労働基準監督署、ハローワークが連携して施策を進めていくこととします。

## 2 雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

### ◎雇用の維持・在籍型出向の取組への支援

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続に向けた支援を実施します。

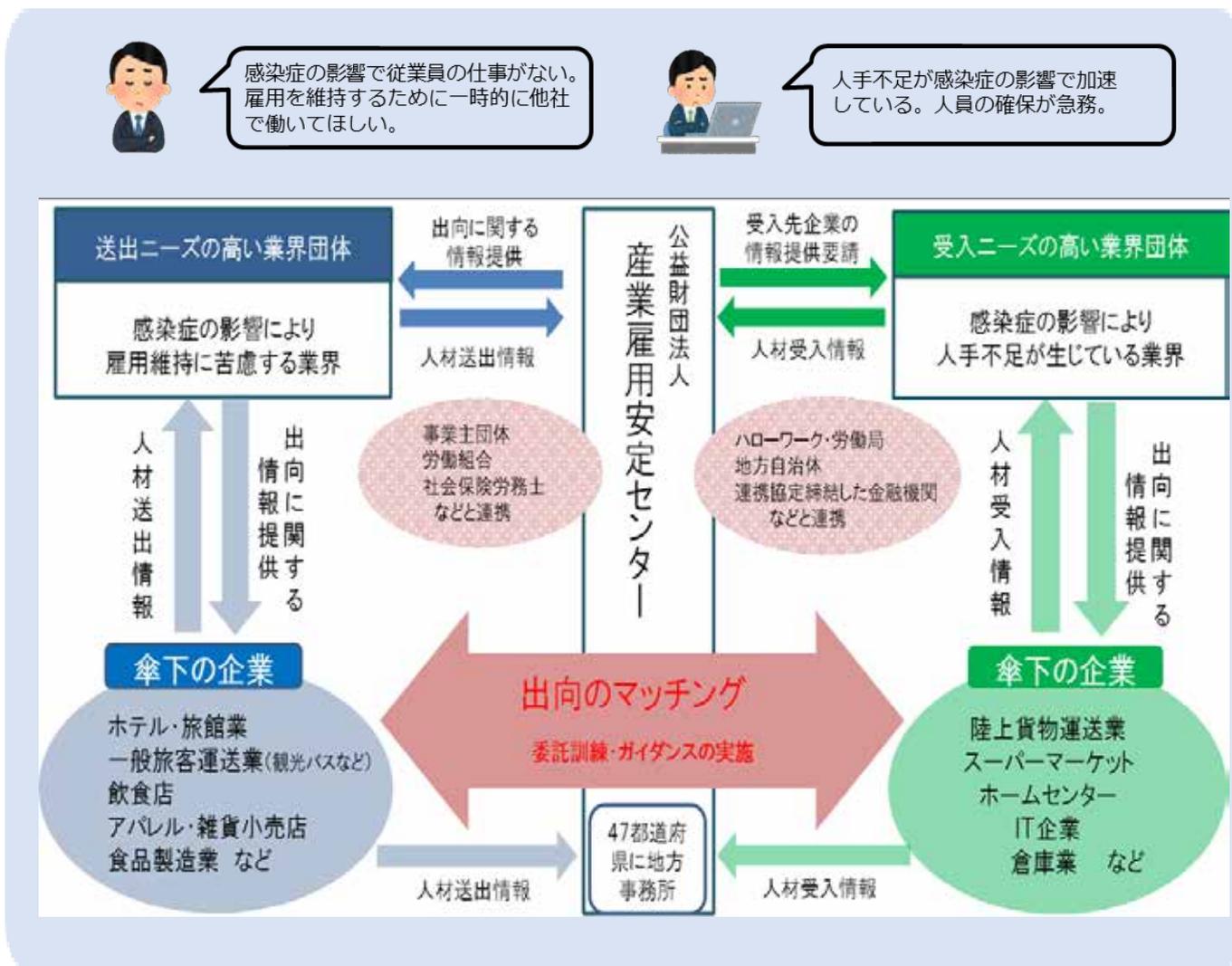
また、単に休業だけでなく、一時的な在籍型出向等によって、労働者が職業能力やモチベーションを保ちながら社会経済の中で活躍することができるように、雇用を維持する対策に取り組みます。

#### ◎① 雇用調整助成金等による雇用維持の取組への支援

雇用調整助成金により、引き続き休業のほか、教育訓練等を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。

#### ◎② 産業雇用安定助成金等による在籍型出向の取組への支援

令和3年11月19日閣議決定「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向の活用促進が盛り込まれたことを踏まえ、産業雇用安定助成金により、出向元と出向先の双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等の関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を促進します。



## ◎人手不足分野や地域間の円滑な労働移動の推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職やシフトの減少を余儀なくされた方がいる一方で、人手不足分野での人材確保が課題となっていることから、同分野への再就職や職種転換の支援に取り組むなど、意欲・能力を活かして活躍できる環境整備等を促進します。

### ◎① 人材確保対策コーナーでの支援

医療・福祉、建設、警備、運輸の人材不足分野に対する支援として、鹿児島及び国分の両ハローワークに人材確保総合支援窓口となる「人材マッチングコーナー」を設置し、求職者へ人材不足分野の仕事の魅力を伝えるとともに、求人者へは応募しやすい求人票の作成支援や充足のためのコンサルティングを実施することで、両者を結び付ける機会を拡充することにより、マッチングに取り組みます。

### ◎② 公的職業訓練（ハロートレーニング）を通じた職業スキルや知識の習得

公共職業能力開発施設（県立高等技術専門学校、ポリテクセンター鹿児島）、民間教育訓練機関等との緊密な連携により、地域のニーズを踏まえた訓練コースの設定を図りながら、再就職に必要な技能及び知識の習得を目的とする職業訓練の受講あっせんを推進します。



### ◎③ 雇用と福祉の連携による介護・障害福祉分野への就職支援

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方に対して、介護施設及び医療施設での介護補助者や看護補助者といった、無資格者でも従事できる職種への応募を勧奨することで、求職者自身の就職先の確保と、各施設で勤務する有資格者の業務負担軽減を同時に達成できるよう取り組みます。

### ◎④ 地域雇用の課題に対応し良質な雇用の実現を図る県の取組等の支援

県内14自治体と締結している雇用対策協定に基づく事業計画の策定によって、緊密な連携を図りながら、地域の特性を生かした魅力ある雇用の創出や人材の確保、新規学校卒業者等の県内定着及び大都市圏からのU・Iターンの促進など、地域の課題や実情に応じた地方公共団体の取組を支援します。

### ◎⑤ 職業能力・職場情報・職業情報等の見える化の推進

職種転換を検討する求職者に対しては、転換しようとする職業への理解を促す必要があるため、職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（日本版O-NE T）及びジョブ・カードの活用により、職業能力・職場情報・職業情報それぞれを「見える化」し、求人・求職の効果的なマッチングを図ります。

また、中途採用に係る情報を公表して「見える化」することにより、採用者の増加や定着の促進等に取り組む事業主を助成（中途採用等支援助成金）するなど、中途採用の拡大を図ります。

## 3 多様な人材の活躍促進

### ◎女性活躍・男性の育児休業取得等の促進

#### ◎① 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備等

##### ア 育児・介護休業法の周知及び履行確保

子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みである産後パパ育休（出生時育児休業）などが盛り込まれた育児・介護休業法の改正について、労働者及び事業主に十分理解されるよう、地方自治体、労使団体等と連携して周知に取り組みます。また、施行後は、事業主に対する報告徴収により、着実な履行確保を図っていきます。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対して、積極的に是正指導等を行います。

##### 育児・介護休業法の主な改正内容

- ・産後パパ育休制度（出生時育児休業制度）の創設
- ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務付け

・妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務付け

イ 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援等

改正育児・介護休業法施行後における産後パパ育休制度及び育児休業制度等の男性の育児と仕事の両立に役立つ制度について、地方自治体・労使団体と連携の上、労働局ホームページ、主催会議・広報誌など、あらゆる機会を捉えて周知を行います。

また、事業主に対し、改正法に沿った研修資料、周知資料の活用を促すことで、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を進めるとともに、育休復帰支援プランに基づいて育児休業の円滑な取得、職場復帰に取り組んだ事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女がともに仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

その他関係機関と連携して、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。

ウ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等

について、より効果的かつ実質的に仕事と育児の両立が図られるよう、各企業の実態に即した計画の策定支援を行います。

あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」の認定基準の改正と、「トライくるみん」の創設について事業主に対して広く周知するとともに、認定取得に向けた働きかけを積極的に行います。

◎② 子育て中の女性等に対する就職支援

仕事と家庭の両立ができる求人の確保等の推進に加え、子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズコーナー）を鹿児島、川内、鹿屋、国分の各ハローワークに設置し、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携しながら、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施します。



◎③ 女性活躍推進のための行動計画に基づく企業の取組支援

令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常用労働者数 101 人以上の事業主に拡大されたため、新たに義務化される事業主も含め、行動計画の策定・届出・情報公表が確実に行われるよう、報告徴収等の実施により、法の着実な履行確保を図ります。また、事業主に対して「女性の活躍推進企業データベース」において行動計画や自社の女性活躍に関する情報公表を行うよう促します。更に、えるぼしやプラチナえるぼし認定の取得を目指す企業に対しては、認定取得に向けた支援を実施することにより、女性活躍の更なる取組を推進します。

## ◎新規学卒者等への就職支援

新卒応援ハローワーク等に配置する就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援や、大学等への出張相談の実施に取り組むなど、第二の就職氷河期世代をつくらぬよう、新規学卒者等の雇用の安定を図ります。

また、オンラインによる職業相談やWEB面接等への対策を実施し、新型コロナウイルス感染防止と遠方からの相談への対応を両立した支援を図るほか、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」の認定取得勧奨を積極的に行い、認定した企業の魅力や情報の発信を後押しすることで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、新卒者や若年者とのマッチング向上に取り組めます。



## ◎非正規雇用労働者等へのマッチングやステップアップ支援

新型コロナウイルス感染症によって、非正規雇用労働者等の方々の雇用に長期にわたる影響が生じていることから、早期の再就職のための就労支援を強化するとともに、非正規雇用労働者の処遇改善や人事評価制度等の整備、正社員転換の推進に取り組めます。

◎① ハローワークの就職支援ナビゲーターによる担当者制支援

ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、今後の活動方法等についての方向付けや、応募希望条件の丁寧な把握による適合求人を選定、求職者情報を踏まえた個別求人開拓の実施など、担当者制による非正規雇用労働者等の早期再就職支援に取り組みます。

また、就職活動のプロセスに複数又は深刻な課題を抱える求職者に対しては、履歴書・職務経歴書の個別添削や模擬面接、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施など、体系的かつ計画的な一貫した就職支援を推進します。

◎② 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

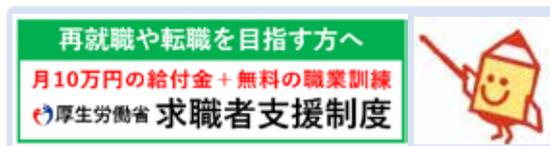
ア パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施することにより、法の着実な履行確保を図ります。併せて、法令及びキャリアアップ助成金の周知や、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することにより、非正規雇用労働者の待遇改善にかかる事業主の取組機運の醸成を図ります。

また、「鹿児島働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施等に加え、業界別団体等に対する支援を実施する等、きめ細やかな支援を行います。

イ 無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在することを踏まえて、労働契約法の無期転換ルールの円滑な運用のための周知徹底等を行います。また、有期雇用特別措置法も併せて周知します。

◎③ 求職者支援制度による再就職支援

就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度を積極的に周知し、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず離職した方の再就職の促進に取り組みます。



◎④ フリーターへの就職支援

フリーター（35歳未満で正社員就職を希望する求職者）を対象に、就職活動に必要な各種セミナーの開催のほか、ハローワークに配置する就職支援ナビゲーターの担当者制による就職プランの作成等の就労支援、求職者のニーズ、能力等に応じた個別求人開拓、就職後の定着支援の実施など、きめ細かな個別支援を通じた正社員就職支援に取り組みます。

◎⑤ 離職者を試行雇用する事業主への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている離職者であって、就労経験のない職業に就くことを希望する方の安定的な早期再就職支援を図るため、一定期間試行雇用する事業主に対して、試行就業期間中の賃金の一部を助成します（トライアル雇用助成金）。

◎⑥ 県、市と連携した生活困窮者等に対する就労支援

各ハローワークに設置している「住居・生活支援窓口」において、地方公共団体が実施する住居確保給付金等の生活支援について適切な情報提供を行うほか、児童扶養手当現況届の提出時期に地方公共団体へ臨時窓口を設置し「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施するなど、生活困窮者等に対する就労支援に取り組みます。

また、鹿児島市役所内に設置している「生活・就労支援センターかごしま」において、生活保護受給者等に対する職業相談を行うなど、地方公共団体が実施する生活支援とハローワークの就労支援による一体的な支援に取り組みます。

## 4 誰もが働きやすい職場づくり

### ◎安全で健康に働くことができる環境づくり

◎① 長時間労働の解消に向けた取組み

ア 生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方・休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介を行います。また、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

また、労働局が委託して実施する「鹿児島働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、関係機関や本省が実施する委託事業と連携を図りつつ、窓口相談や個別訪問支援、セミナーの実施等に加え、業界別団体等に対する支援を実施する等、きめ細やかな支援を行います。

イ 中小企業等における働き方改革が円滑に進むよう、地方公共団体及び労使団体等の関係者からなる「働き方改革推進協議会」を開催し、関係者と連携を図って支援を進めます。

ウ 長時間労働による過労死など心身の健康障害を発生させないよう、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する立入調査を引き続き実施します。

特に、「過重労働解消月間」である11月には、重点的に立入調査を実施するほか、過重労働解消に向けた、集中的な周知・啓発を行います。

エ 働き方改革関連法の施行に伴い、時間外労働の上限規制が導入されましたが、適用が猶予されている業種や職種の事業場、又は中小企業に対しては、法改正の内容やその対応方法等について、懇切・丁寧に説明を行います。

### 令和3年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督結果

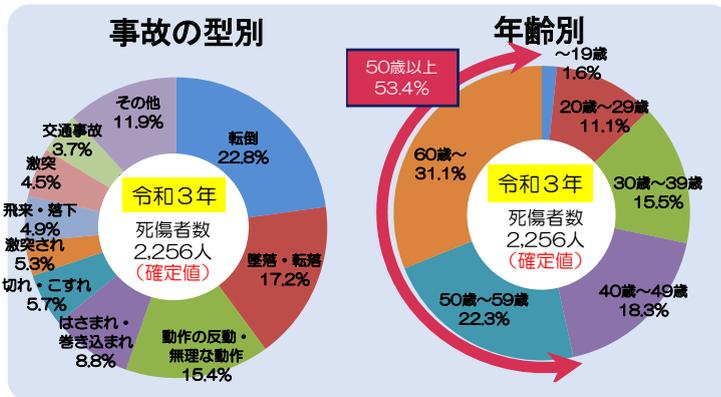
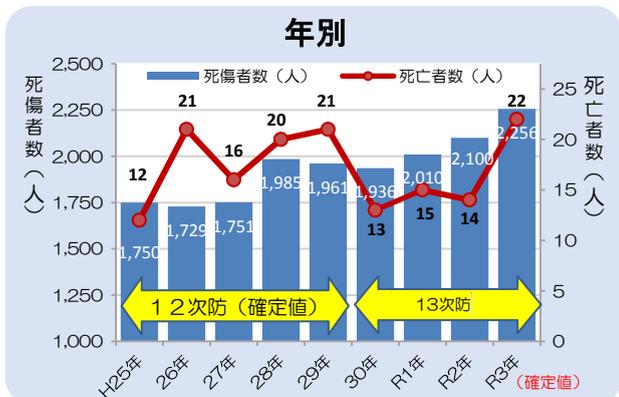
- (1) 重点監督の実施事業場：37事業場（違反32事業場、86.4%）
- (2) 主な違反内容[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
  - ① 違法な時間外労働があったもの：14事業場(43.8%)
  - ② 賃金不払残業があったもの：6事業場(18.8%)
  - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施なもの：7事業場(21.9%)

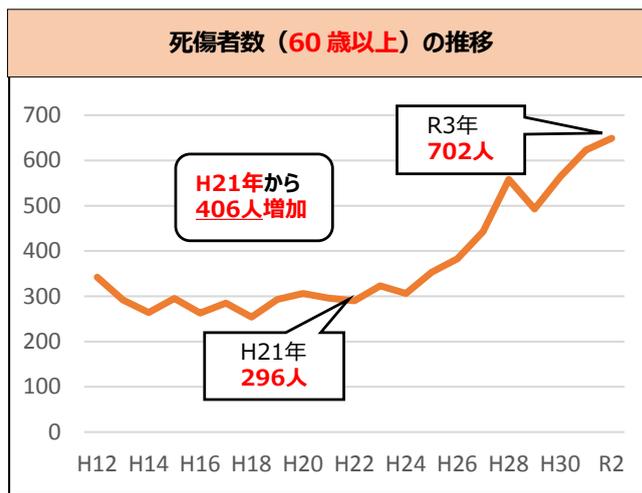
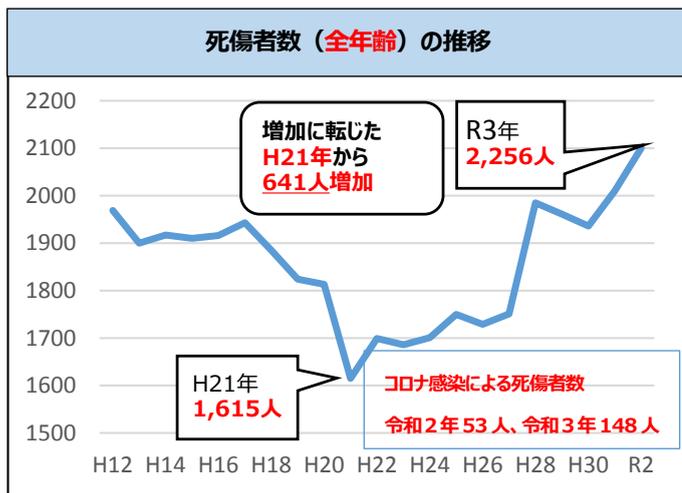
#### ◎② 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

##### ア 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

【目標】第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）に基づき、対平成29年比で、死亡者数25%減（15人以下）、死傷者数5%減（1,862人以下）とする。

県内では労働災害による死傷者数（休業4日以上）が、過去最低人数を記録した平成21年を境に増加傾向にあることから、第13次労働災害防止計画（平成30年度～令和4年度）の最終年度となることを踏まえ、災害が多発している業種や事故の型等に着目し、労働災害防止団体や業界団体等との連携を図り、事業場に対する具体的な労働災害防止対策の指導、リスクアセスメント（危険性又は有害性の事前調査等）の実施促進により労働災害の減少を図ります。





イ 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

労働災害が増加している要因には、新型コロナウイルス感染による影響もありますが、高齢労働者の就業人口の増加に伴い、60歳以上の労働者の災害が年々増加傾向にあることが挙げられます。

そのため、高齢労働者の災害を防ぎ、死傷者数を減少傾向に転じさせるため、高齢者の身体的特性に配慮した「エイジフレンドリー」な職場作りを推進します。

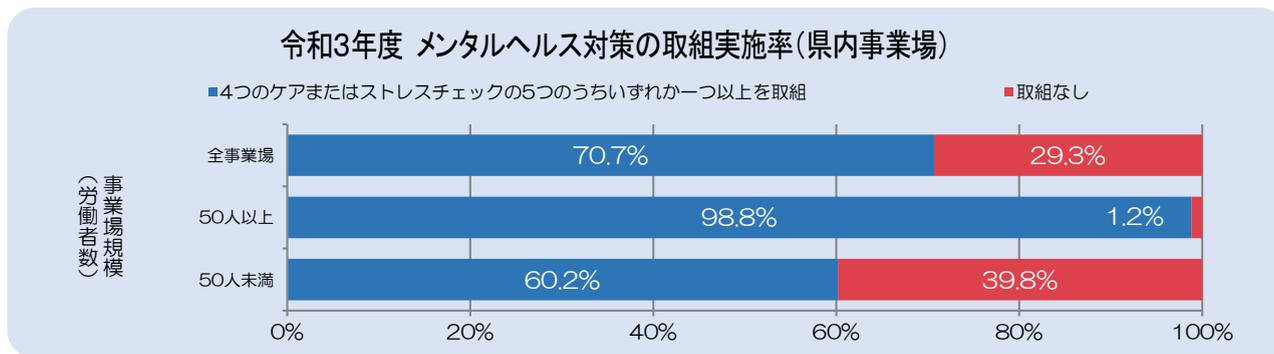
具体的には、企業への普及のための「エイジフレンドリーガイドライン」の周知・指導、中小企業事業者に対する補助事業（エイジフレンドリー補助金等）の活用促進などに取り組みます。

ウ 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

【目標】メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上

ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を60%以上

メンタルヘルス対策の「4つのケア（※）」及び「ストレスチェック」の普及を促進し、長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。



※「4つのケア」とは、①労働者によるストレスの気づき等（セルフケア）、②管理監督者による環境改善等（ラインケア）、③相談窓口の設置等事業場内産業保健スタッフ等によるケア、④医療機関等事業場外資源によるケアのことをいいます。

エ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームのばく露防止対策をはじめ改正特定化学物質障害予防規則の周知指導を行うとともに、フィットテストの円滑な施行に向けた支援等を行います。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、及びリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。

◎③ 総合的なハラスメント対策の推進

令和4年4月1日より、中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことを踏まえ、職場におけるハラスメント防止措置について法違反の見られる事業主に対し、助言・指導を行います。また、

ハラスメント相談窓口担当者等向け研修事業やウェブサイトあかるとい職場応援団の周知に努めるとともに、12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に、周知啓発を実施します。ハラスメントに関するトラブルが生じた場合は、調停など紛争解決援助制度の利用を働きかけます。また、就職活動中の学生等に対するハラスメントやカスタマーハラスメントについては、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」等の周知を図り、学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレット等を配布周知し、相談に対応します。

○④ 労働条件の確保・改善対策

管内の実情を踏まえつつ、事業場の基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させることが重要です。

このため、解雇、賃金不払い、年次有給休暇などに関する各種情報から労働条件上の問題があると考えられる事業場に立入調査を実施します。また、自動車運転者及び障害者である労働者などの特定分野の事業場に対しましては、関係機関と連携しながら、労働基準関係法令上の問題を把握した上で、立入調査を実施します。

立入調査の結果、重大又は悪質な事案は、司法処分も含め厳正に対処します。特に、外国人労働者については、労働条件等の相談に対応するため、鹿児島労働局監督課内に設置してある「外国人労働相談コーナー（ベトナム語）のほか、他の言語にも対応する外国人労働者向け相談ダイヤル、労働条件ほっとラインの周知に努めます。

また、各種情報から外国人労働者に対する労働基準関係法令上問題があると考えられる事業場に対して立入調査を実施するとともに、出入国管理機関及び外国人技能実習機構との連携・強化を図り、外国人労働者の労働条件確保・改善を図ります。

外国人労働相談コーナー（ベトナム語）	
開設日時	水曜日午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分
Thời gian	thứ 4 hàng tuần 9:00sáng ~ 4:30 chiều
場 所	鹿児島労働局監督課
Địa chỉ	Cục lao động Phòng thanh tra
電話番号 SĐT	099-216-6100

## ◎最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等の推進

◎① 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援します。

更に、労働局が委託して実施する「鹿児島働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行います。

◎② 最低賃金制度の適正な運営

鹿児島県で適用される最低賃金の周知徹底に取り組みます。また、最低賃金の履行確保上問題がある業種等を重点に監督指導等を実施し、遵守の徹底を図ります。

### 鹿児島県の最低賃金

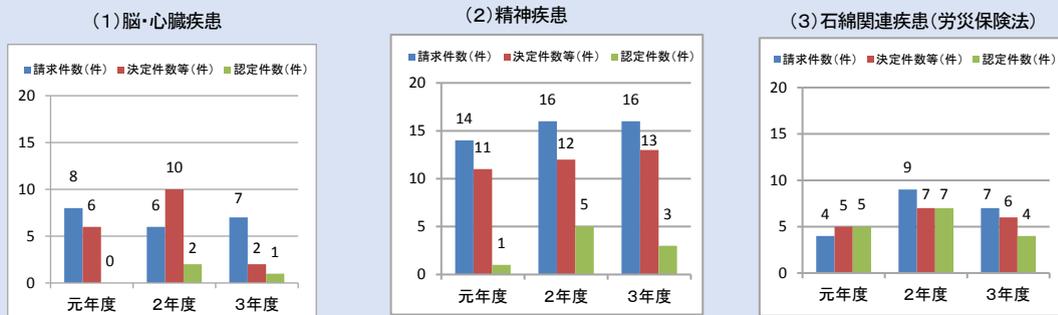
最低賃金の種類		最低賃金額（時間額）	効力発生日
地域別最低賃金	鹿児島県最低賃金	821円	令和3年10月2日
特定（産業別）最低賃金	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842円	令和3年12月17日
	自動車（新車）小売業	872円	令和3年12月16日

最新の最低賃金額は労働局ホームページで確認できます。

## ○労災保険給付の迅速・公正な処理

労災補償行政の使命である迅速・公正な補償・救済的確な実施について、今後とも取り組みます。特に複雑困難な事案が多い脳・心臓疾患事案、精神障害事案及び石綿関連疾患事案等については、認定基準等に基づき、より一層の迅速・公正な事務処理を推進します。

### 社会的関心が高く、複雑困難な事案の労災補償状況(主なもの)



注1 令和3年度の件数は、令和3年12月末現在。

注2 決定件数等は、当該年度に業務上又は業務外の決定などを行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

注3 認定件数は、当該年度に業務上の決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

## ○労働保険料等の適正な徴収

労働保険料の徴収については、事業主等に対する口座振替制度の利用を促進するとともに納付督促時などあらゆる機会を捉えて、期限内納付の徹底を図ります。

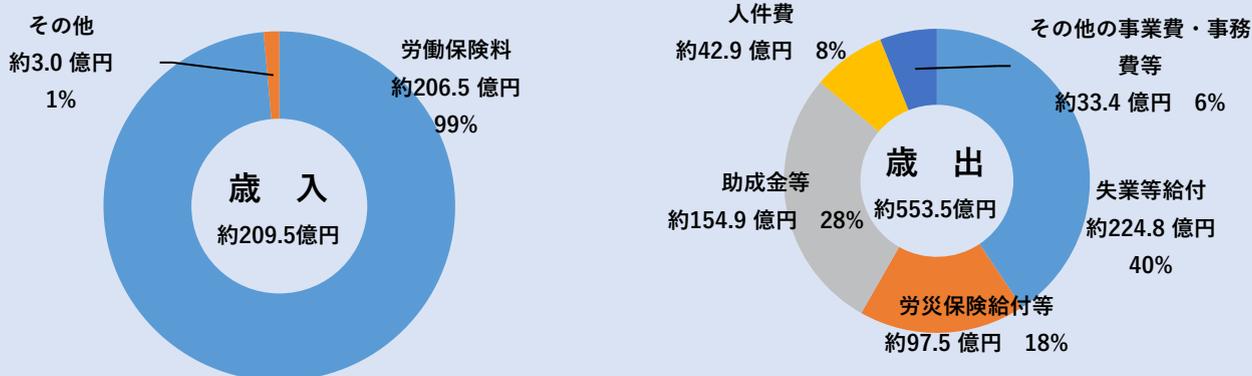
また、労働保険未手続事業については、事業主、事業主団体等に対する周知・広報に努め、公平な費用負担及び労働者福祉の向上並びに保険制度の健全な運営の観点から、対象事業場の把握及び加入指導による未手続事業の一掃に取り組みます。

### 労働保険料収納状況及び労働保険適用事業場数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
労働保険料収納額 (単位：100万円)	22,593	19,868	20,227	20,183	20,622
労働保険料収納率	97.82%	98.05%	98.41%	98.68%	98.58%
労災保険適用事業場数	37,690	38,100	38,340	38,467	38,738
雇用保険適用事業場数	30,553	31,026	31,272	31,499	31,898

(参考)

### 鹿児島労働局における歳入歳出の状況(令和2年度決算)



※歳入については、人件費・事務費等の厚生労働本省からの示達額は含みません。

行政運営方針の詳細版については、鹿児島労働局ホームページを参照して下さい。



## 新型コロナウイルス感染症後遺症とメンタルヘルス不調

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 長友 医継

（医療法人玉水会病院心療内科）

新型コロナ（COVID-19）感染症の猛威はまだまだ収まらず、本年1月から始まった「第6波」の終息は見えません（本稿執筆時点）。本感染症は、感染者の身体症状である発熱、咳、咽頭痛や肺炎など（第1の感染症）は無論ですが、感染していない人でも、COVID-19が目に見えないウイルスであることや本感染症が未知の病気であることからくる「不安・怖れ・恐怖」が心理的な症状（第2の感染症）として重視されています。また、本感染症にまつわる偏見や差別は「第3の感染症」といいます。

「第2の感染症」より重篤な症状として、周囲との交流が少なくなり、孤独感が深まることなどが関与する「コロナうつ」もあります。このようなメンタルヘルス不調は、本感染症に罹患した人の「後遺症」としても出現することがあります。

COVID-19感染症に罹患したほとんどの人は完全に罹患前の状態に戻る一方で、「後遺症」に悩まされている患者さんもおられます。「後遺症」は、COVID-19感染後、感染する可能性はなくなったのかかわらず、他に明らかな原因がなく、急性期から続く症状や経過の途中から新しく出てくる症状全般のことを指します。このような本感染症の「後遺症」は、WHOではpost COVID-19 condition、日本の専門家は「罹患後症状」と呼称しているようです。

COVID-19感染症の「後遺症」としては以下のような症状があります。

1. 全身症状：倦怠感、関節痛、筋肉痛など
  2. 呼吸器症状：咳、喀痰、息切れ、胸痛など
  3. 精神・神経症状：記憶障害、集中力低下、不眠、不安や抑うつ、頭痛、生活の質の低下など
  4. その他の症状：嗅覚障害、味覚障害、動悸、下痢・腹痛など
- 無論、メンタルヘルス不調は「3. 精神・神経症状」です。

精神・神経系に関連する罹患後症状のうち、多くの報告で共通してみられるのは倦怠感、易疲労感で、発生頻度は概ね40～80%（多いものでは90%超）です。不安・焦燥感、抑うつなどの有病率は56%（入院後1ヶ月時点）、18.1%（3ヶ月時点）との報告があります。背景には中枢神経系、末梢神経系および心理的要因があり、中枢神経系の主な機序メカニズムには、長時間に及ぶ免疫応答によるグリア細胞への障害、血液脳関門（Blood-brain barrier; BBB）の機能低下と血管透過性の亢進などがあると報告されています。なお、これらの症状は精神・神経系の基礎疾患や素因を基盤とするものもあり、基礎疾患の増悪との鑑別が必要です。また最近、軽度のCOVID-19でも脳にダメージを与え、灰白質を縮小させるとの報告もあります（オックスフォード大学、Nature）。

メンタルヘルス不調も含めてCOVID-19感染症の「後遺症」に関しては不明な点も多く、治療方法もまだ確立していません。当然のことながら本感染症に罹患しないように予防することが肝要で、ワクチン接種とともに私たち一人ひとりが基本的な感染症対策に努めることが大切です。

厚生労働省のCOVID-19感染症対策を下に記します。本感染症の一刻も早い終息を目指したいものです。

1. 外出控え：特に体調不良時
2. 咳エチケット：正しいマスクの着用など
3. 換気：冬場も上手く取り組む。
4. 手洗い：外出からの帰宅時、調理の前後、食事前など
5. 密集回避：多人数が集まる密集場所
6. 密接回避：間近で会話や発声する密接場所
7. 密閉回避：換気の悪い密閉空間

参考文献：新型コロナウイルス感染症診療の手引き別冊 罹患後症状のマネジメント

## アルバイトを雇う際に知っておきたいポイント

鹿児島労働局雇用環境・均等室

学生にとって最初の就業経験となることが多いアルバイトでトラブルに巻き込まれてしまうと、その後の職業生活に影響を及ぼすおそれもあるため、適切な労働条件の確保を図ることが重要です。学生アルバイトでも以下の対応が必要です。

- ① 書面による労働条件の明示が必要です。
- ② 勤務シフトの設定を適切にしましょう（学業と両立できるよう配慮する必要があります）
- ③ 労働時間を適正に把握し、残業手当を支払う必要があります
- ④ 一定の条件を満たせば、有給休暇を与える必要があります
- ⑤ 仕事上のけがは労災保険が使えます
- ⑥ 会社が自分の都合で自由に解雇することはできません

詳しくは <https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



# 令和3年の労働基準監督署における申告監督実施状況について

鹿児島労働局監督課

労働者は労働基準法等に基づいて、事業場に労働関係法令違反の事実があるときは、その事実を労働基準監督署に申し出て、改善のための措置（行政指導等）をとるよう求めることができると規定されています。

こうした申し出（申告）に対して、労働基準監督署においては、迅速に対応し、その早期解決を図ることに努めています。

令和3年（令和3年1月～12月）に県下の5労働基準監督署が対応した労働基準法等に基づく申告に係る監督実施件数は、（別表1）のとおり146件で、そのうち91件（62.3%）で法令違反が認められました。

また、申告事項ごとの違反では、（別表2）のとおり「賃金不払い」が最も多く63件、次いで「その他」が19件、「解雇」が14件と続いており、圧倒的に賃金不払いが多い状況が認められました。

なお、過去5年間の申告監督件数等の推移の（グラフ）のとおり、令和2年と比較すると申告監督件数は22件減少していますが、依然として高い水準で移行していることが認められます。

新型コロナウイルス感染症の影響等により依然として厳しい社会情勢が続いており、人手不足が深刻化している中で、事業活動に少なからぬ影響を受けていると思いますが、事業主の皆様方には労働基準法を始めとする関係法令を遵守し、働きやすい職場環境の整備に努めていただきますようお願いいたします。

（別表1）

令和3年：業種別申告処理状況

業種	区分	監督実施事業場数	違反事業場数	違反事業場数比率 (%)
製 造 業		11	6	54.5
鉱 業		0	0	-
建 設 業		28	22	78.6
運 輸 交 通 業		11	7	63.6
貨 物 取 扱 業		1	1	100.0
工業的業種計		51	36	70.6
農 林 業		12	5	41.7
畜産・水産業		5	3	60.0
商 業		24	11	45.8
金融・広告業		0	0	-
映画・演劇業		1	1	100.0
通 信 業		0	0	-
教育・研究業		3	2	66.7
保健衛生業		19	13	68.4
接客娯楽業		16	11	68.8
清掃・と畜業		5	4	80.0
官 公 署		0	0	-
その他の事業		10	5	50.0
非工業的業種計		95	55	57.9
合 計		146	91	62.3

（別表2）

令和3年：主要事項別違反事業場数

労働基準関係法令（主要事項内訳）		事業場数	
労働基準法	均 等 待 遇	0	
	男 女 同 賃 金	0	
	賃 金 不 払	63	
	解 雇	14	
	労働時間等	一 般	1
		年 少 者	0
	そ の 他	19	
最 低 賃 金 法	11		
労働安全衛生法	安 全	1	
	衛 生	0	
	そ の 他	0	
じ ん 肺 法	0		

過去5年間の申告件数等の推移



【お問い合わせ先：  鹿児島労働局監督課（☎099-223-8277）】

令和4年5月1日～9月30日

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

～職場での熱中症予防に取り組みましょう！

令和5年3月新規高等学校卒業者の採用に係る日程等について

鹿児島労働局訓練室

◎令和5年3月新規高等学校卒業者求人申込書の安定所受付開始は・・・ 令和4年6月1日から

◎求人受理後の日程は

- 7月1日以降 安定所から企業へ確認・作成済求人票の送付（学校への訪問開始及び文書募集の開始）
9月5日以降 学校から企業へ生徒応募書類の提出開始
9月16日以降 選考開始及び内定開始
卒業（卒業式）後 就業開始

- ◆ 学生・生徒にとって、就職は、職業生活の第一歩を踏み出すことになる重要なものです。
◆ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、求人数の減少が懸念されますが、鹿児島県の将来を担う若者の雇用・人材育成のためにも感染拡大前までの採用枠の確保と求人申込みについてご協力をお願いします。
◆ 一般に、高校生は応募先の検討を夏休みまでに行いますので、高校生の選択を広げるためにも早期の求人提出をお勧めします。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和4年2月分】

県内有効求人倍率 1.34倍（前月比0.01P増）
全国平均有効求人倍率 1.21倍（前月比0.01P増）

県内正社員有効求人倍率 1.15倍（前年同月比0.17P増）
全国正社員有効求人倍率 0.97倍（前年同月比0.10P増）

※新型コロナの影響が残る中で雇用情勢も弱い動きとなっています。社会経済活動の再開がみられるものの、雇用失業情勢は、コロナの感染者数の増減に影響を受けやすいことから、引き続き、社会防衛的な雇用維持施策を維持するとともに、今後の動向を注視しつつ、経済再生に向けた労働市場施策へと軸を移しながらの施策展開に努めてまいります。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【産業雇用安定助成金】

●新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により従業員の雇用を維持する場合に出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

●助成内容

【出向運営経費】

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練等の経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

【出向初期経費】

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-8713）へお問い合わせください。

令和4年3月末速報値 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

Table with columns for industry, deaths, and injuries for FY2022. Includes sub-categories like manufacturing, construction, and services.

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもので、死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

令和3年確定値 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

Table with columns for industry, deaths, and injuries for FY2021. Includes sub-categories like manufacturing, construction, and services.

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもので、死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

## 令和4年6月 講習開催のご案内

### 鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講 習 名		講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格	
玉 掛 け		6/6~6/8	5/9~5/13	【全科目者】 会員 22,470円 一般 23,470円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
		6/27~6/29	5/30~6/3	【科目免除者】 会員 20,270円 一般 21,270円		
石綿作業主任者		6/7~6/8	5/9~5/13	会員 13,080円 一般 14,080円	※講習会場がオロシティーホールとなります。	
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 6/13~6/17	5/16~5/20	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
		【科目免除者】 6/13~6/14		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円		
	車両系建設機械運転 (解体用)	【全科目者】 6/20~6/24	5/10~5/20	【全科目者】 会員 66,430円 一般 67,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者	
		【科目免除者】 6/20~6/21		【科目免除者】 会員 36,730円 一般 37,730円		
酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者		6/15~6/17	5/16~5/20	会員 18,910円 一般 19,910円		
ガス溶接		6/15~6/16	5/16~5/20	会員 9,180円 一般 9,680円		
有機溶剤作業主任者		6/23~6/24	5/23~5/27	会員 13,080円 一般 14,080円	※講習会場がオロシティーホールとなります。	
[普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転		6/27~6/28	5/30~6/3	【全科目者】 会員 31,270円 一般 32,270円 【科目免除者】 会員 30,170円 一般 31,170円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	
教 習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	6/6~6/11	5/9~5/13	【全科目者】 会員 91,565円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目とな っております。)	
	特別教育	低圧電気取扱	6/1~6/2	5/9~5/13	会員 16,170円 一般 19,470円	
		フルハーネス型墜落制止用器具	6/13	5/16~5/20	会員 10,700円 一般 11,800円	
		アーク溶接等	6/20~6/22	5/23~5/27	会員 18,700円 一般 22,000円	
そ の 他	安全衛生推進者	6/2~6/3	5/9~5/13	会員 12,530円 一般 13,530円	※講習会場がオロシティーホールとなります。	
	第二種衛生管理者試験準備講習	6/9~6/10	5/9~5/13	会員 15,840円 一般 19,140円	※講習会場がオロシティーホールとなります。	
	安全管理者選任時研修	6/23~6/24	5/23~5/27	会員 17,050円 一般 21,450円		
	職 長 教 育	6/30~7/1	5/30~6/3	会員 12,980円 一般 16,280円		

### 鹿屋地区での講習会のお知らせ

鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。  
TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転 5日間コース	6/20~6/24	5/30~6/1	【全科目者】 会員 31,450円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者

### 薩摩川内地区での講習会のお知らせ

川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。  
TEL0996-25-1377 FAX0996-41-3936

講 習 名	講 習 日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転	7/11~7/13	6/6~6/10	【全科目者】 会員 28,970円 一般 29,970円 【科目免除者】 会員 26,770円 一般 27,770円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運 転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

- (備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。  
3 新型コロナウイルス感染拡大等の状況によりましては、急遽、中止または延期する場合があります。予めご了承ください。